

第二次市川市環境基本計画及び市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について

1. 概要

現行の第二次市川市環境基本計画及び市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）はそれぞれ計画期間が平成 32 年度までとなっているため、平成 31 年度及び 32 年度の 2 年間で改定を行う。改定にあたっては、市民・事業者・関係団体・行政等の協働により進めていく。

2. 環境審議会の関わりについて

(1) 審議会の役割

2 計画の改定に関して、庁内会議や環境市民会議等の意見・提案を受けて作成した計画案に対し、専門的な立場からご審議頂く。

(2) スケジュール

	開催時期 (予定)	議題等
第 1 回	H30.11	◇ 環境基本計画及び実行計画の概要と改定のポイントについて ◇ 改定スケジュールについて ◇ 市民・事業者アンケートの中間報告について
第 2 回	H31.7	◇ 市民・事業者アンケート最終結果について ◇ 庁内事前調査について ◇ 計画骨子案について（中間報告）
第 3 回	H31.10	◇ 計画骨子案について 第 2 回までの会議で頂いた意見をふまえて作成した骨子案を提示し、内容についてご審議頂く。
第 4 回	H32.1	◇ 計画素案について 第 3 回審議会をふまえて作成した素案についてご審議頂く。
第 5 回	H32.5	◇ 計画案について 第 4 回審議会をふまえて修正した計画案についてご審議頂く。
第 6 回	H32.7	◇ 計画案について 第 5 回審議会をふまえて修正した計画案についてご審議頂く。
第 7 回	H32.10	◇ パブリックコメントの実施結果について ◇ 計画案（最終案）について 第 6 回審議会をふまえて修正した計画案（最終案）についてご審議頂く。